

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 4 月 22 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ダイモン センビ コウキョウカブシキガイシャ 大文設備工業株式会社
 住所 奈良県生駒郡平群町西宮3-4-15
フリガナ 代表者氏名 ダイヘイウトウシマリアク マツオ アキヒロ 代表取締役 松尾 秋広
 電話番号 0745-45-1511
 FAX番号 0745-45-0806
 メールアドレス bigsea@hera.eonet.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 4 月 22 日

ダイモンセツ ビコウギョウ
大文設備工業 株式会社

奈良県生駒郡平群町西宮三丁目4番15号

代表取締役 マツ オ アキヒロ
松尾 秋広

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ダイモンセツ ビコウギョウカブシキガイシャ 大文設備工業株式会社		
住 所	〒636-0914 奈良県生駒郡平群町西宮三丁目4番15号		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 マツ オ アキヒロ 松尾 秋広		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(2) 代表者の氏名 (3) 役員の名	代表取締役 久保文義	代表取締役 松尾秋広 取締役 青木 博 取締役 久保 文浩	令和3年9月26日 令和3年9月 日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 4 月 22 日

申請者

氏名又は名称 ダイヤモンド ビ コウギョウ 大文設備工業 株式会社
住 所 奈良県生駒郡平群町西宮三丁目4番15号
代表者氏名 マツ オ アキヒロ 代表取締役 松尾 秋広

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県生駒郡平群町西宮三丁目4番15号
 大文設備工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-007069	
商号	大文設備工業株式会社	
本店	奈良県生駒郡平群町大字西宮100番地の39	
	奈良県生駒郡平群町西宮三丁目4番15号	平成5年1月1日住居表示実施
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成2年5月30日	
目的	1. 冷暖房及び上下水道並びに衛生設備の設計、監理、工事請負 2. 汚水処理施設工事 3. 建築土木工事請負 4. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介 5. プロパンガスの販売 6. 化学工業薬品の販売 7. 労働者派遣事業 8. 有料職業紹介事業 9. 上記各号に附帯する一切の業務 平成29年10月10日変更 平成29年10月13日登記	
発行可能株式総数	1600株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 820株	平成25年3月27日変更
		平成25年4月4日登記
資本金の額	金4100万円	平成25年3月27日変更
		平成25年4月4日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、株主総会の承認がなければ譲渡又は取得することができない。 平成23年6月30日変更 平成23年7月7日登記	

役員に関する事項	取締役 <u>久保文義</u>	平成23年 6月30日就任
		平成23年 7月 7日登記
		令和 3年 2月26日死亡
		令和 3年 3月31日登記
	取締役 久保糸子	平成23年 6月30日就任
		平成23年 7月 7日登記
	取締役 久保文浩	令和 3年 2月 1日就任
		令和 3年 3月31日登記
	取締役 松尾秋広	令和 3年 2月 1日就任
		令和 3年 3月31日登記
	取締役 青木博	令和 3年 2月 1日就任
		令和 3年 3月31日登記
	<u>奈良県生駒郡平群町西宮三丁目4番15号</u> 代表取締役 <u>久保文義</u>	平成23年 6月30日就任
		平成23年 7月 7日登記
令和 3年 2月26日死亡		
令和 3年 3月31日登記		
大阪市住吉区清水丘一丁目14番17号 代表取締役 松尾秋広	令和 3年 2月26日就任	
	令和 3年 3月31日登記	
会計参与 中村幸雄 (書類等備置場所) 大阪市都島区都島中通二丁目10番32号NOKビル2階	平成29年 3月20日就任	
	平成29年 9月14日登記	
会計参与設置会社に関する事項	会計参与設置会社 平成29年 3月20日設定 平成29年 9月14日登記	
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年 4月25日移記	

奈良県生駒郡平群町西宮三丁目4番15号
大文設備工業株式会社



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 3年 4月 1日

奈良地方法務局橿原出張所
登記官

土 井 哲 也



整理番号 ア274688

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3 / 3

大文設備工業株式会社現行定款

これは当会社の現行定款に相違ありません。

大文設備工業株式会社

代表取締役 松尾秋広

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、大文設備工業株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1.冷暖房及び上下水道並びに衛生設備の設計、監理、工事請負
- 2.汚水処理施設工事
- 3.建築土木工事請負
- 4.不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
- 5.プロパンガスの販売
- 6.化学工業薬品の販売
- 7.労働者派遣事業
- 8.有料職業紹介事業
- 9.上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県生駒郡平群町に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の広告は官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1600株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式、株主総会の承認が無ければ譲渡又は取得する事が出来ない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当社は、相続その他の一般継承により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第11条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(株主の割当てを受ける権利等の決定)

第12条 当社は、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む)を引き受ける者の募集において、株主に当該様式の割当てを受ける権利を与える場合には、その旨、その募集事項、及びその申し込みの期日は、取締役の決定によって定める。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告してそのための基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(召 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に召集し、臨時株主総会は、必要に応じて召集する。

- ② 株主総会を召集するには、会日より5日前までに、各株主に対して、その通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(召集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役が召集する。

- ② 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役及び社長)

第21条 当社の取締役は、社長とする。

② 社長は、当社を代表し、会社の業務を統括する。

(報酬等)

第22条 会社法第361条第1項に定める取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第24条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対して支払う。

② 剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

令和3年4月22日

これは当会社の現行定款に相違ありません。

大文設備工業株式会社
代表取締役 松尾秋広

